

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第6条の規定に基づき、京都市立病院整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第8条第1項の規定により、特定事業の選定に当たっての客観的評価の結果を公表します。

平成20年12月25日

京都市長 門川 大作

特定事業の選定について

第1 特定事業の概要

1 特定事業の名称

京都市立病院整備運営事業（以下「本事業」という。）

2 事業に供される公共施設等の種別

京都市立病院施設及び職員宿舎，院内保育所，付帯施設，外構（以下「病院施設等」という。）

3 公共施設等の管理者等

京都市長 門川 大作

（京都市では，京都市立病院の経営形態の見直しを検討しており，今後管理者を変更する可能性がある。）

4 事業の範囲

本事業の業務においては，実施方針の公表にて示したとおり，本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）が次の業務を実施する。

（1）全体マネジメント業務

ア 経営支援業務

イ プロジェクトマネジメント業務

ウ 個別業務統括業務

(2) 病院施設等の整備等業務

ア 新館等[※]の整備業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計（基本設計，実施設計）業務

(ウ) 建設業務

(エ) 工事監理業務

※ 「新館等」とは，新館（既設北館を改築した建物），職員宿舎，
院内保育所，付帯施設，外構を指す。

イ 既設本館の改修業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計（基本設計，実施設計）業務

(ウ) 建設業務（改修業務）

(エ) 工事監理業務

ウ 施設整備に係る解体撤去業務

(ア) 事前調査業務

(イ) 設計（基本設計，実施設計）業務

(ウ) 建設業務（解体撤去工事）

(エ) 工事監理業務

エ 施設整備に係る周辺家屋影響調査，対策業務

(ア) 周辺家屋影響調査

(イ) 対策業務

オ 施設整備に係る電波障害調査，対策業務

(ア) 調査業務

(イ) 対策業務

カ ア～ウに伴う各種申請業務

(ア) 各種申請等業務

(イ) 医療法関係届出及び補助金，交付金等申請への協力

(3) 病院運營業務

ア 病院運營業務（医療法に基づく政令8業務のうち，次の業務）

(ア) 検体検査業務（病理検査を除く。）

(イ) 滅菌消毒業務

(ウ) 食事の提供業務（献立作業業務等を除く。）

(エ) 医療機器の保守点検業務

(オ) 医療ガスの供給設備の保守点検業務

(カ) 洗濯業務

(キ) 清掃業務

イ その他病院運營業務

(ア) 医療事務業務（診療報酬請求業務，医事受付業務等）

(イ) 診療情報管理・運用業務

(ウ) 医療支援業務

(エ) 物品管理及び物流管理（SPD）業務

(オ) 病院総合情報システムの運用業務

(カ) 利便施設運営管理業務（食堂，売店等）

(キ) 健診センター運営支援業務

(ク) 電話交換業務

(ケ) 図書室運營業務（患者用，職員用）

(コ) 地域医療連携部門業務

(4) 施設設備維持管理業務

ア 病院施設維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 警備業務

(エ) 環境衛生管理業務

(オ) 植栽管理業務

イ 職員宿舎，院内保育所，付帯施設等維持管理業務

(ア) 建築物保守管理業務

(イ) 建築設備保守管理業務

(ウ) 外構施設維持管理業務

(エ) 付帯施設維持管理業務（駐車場を含む。）

(オ) 警備業務

(カ) 環境衛生管理業務

(5) 調達業務

ア 医薬品の調達業務

イ 医療材料の調達業務

ウ 医療機器及び関連備品の調達業務（新館整備時の新規導入分のみ）

エ 消耗品及び消耗備品の調達業務

なお，病院総合情報システムの維持管理及び更新業務，医療機器の更新業務，職員宿舎及び院内保育所の運営は，本市が行う。

5 事業の手法

病院施設等（既設本館を除く。）については、事業者が施設を建設（Build）し、本市に所有権を移転し（Transfer）、事業期間において運営及び維持管理（Operate）するBTO方式とする。

既設本館については、改修工事を行い病院機能を向上させる（Rehabilitate）とともに、事業期間において運営及び維持管理（Operate）を行うRO方式により実施する。

6 事業期間

本事業期間は、事業契約締結の日から平成40年3月までとする。

第2 事業の評価

本市の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

1 定量的評価

（1）本市の財政負担額算定の前提条件

本事業を本市が直接実施する場合及びPFI手法により実施する場合におけるそれぞれの財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

これらの前提条件は、本市が独自に設定したものであり、実際の事

業者の提案内容を制約するものではない。

なお、利便施設運営管理業務は、事業者が当該収入による独立採算により運営するため、定量的評価については利便施設運営管理業務を除く事業について行った。

	本市が直接実施する場合	P F I手法により実施する場合
算定対象とする経費の内訳	①設計費 ②建設費 ③工事監理費 ④維持管理費 ⑤医療周辺業務実施費 ⑥調達費 ⑦市債金利	①サービス対価 ・設計費 ・建設費 ・工事監理費 ・維持管理費 ・医療周辺業務実施費 ・調達費 ・全体マネジメント費 ②市債金利
共通の条件	①事業期間 平成21年度から平成39年度まで (設計及び建設期間3年6箇月, 運営・維持管理期間18箇年) ②インフレ率0%/年 ③割引率3%/年	
資金調達に関する事項	①起債 ・建築 据置5年, 償還年数30年 ・設備 据置1年, 償還年数10年 ・医療機器 据置1年, 償還年数5年 ②市立病院事業収益	①起債 (左記と同様) ②出資金 ③市立病院事業収益
設計, 建設, 運営・維持管理に関する事項	京都市立病院における実績経費及び近年の参考経費等を勘案して算定	設計・建設・運営・維持管理の一括発注により, 民間事業者の創意工夫やノウハウの活用等が見込めると想定した上で, 公刊物におけるコスト情報, 関係事業者への調査等を基に算定した。

(2) 財政負担額の比較

算定に当たっての前提条件を基に、本市が自ら実施した場合の財政負担額とP F I手法により実施する場合におけるそれぞれの財政負

担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値に換算した後の額で比較した。

この結果、P F I手法により実施する場合は、本事業を本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間中の財政負担額について約5.6%の削減を期待することができる。

なお、本市から民間事業者に移転するリスクについては定量化していないが、この移転リスクを勘案すると、さらなるV F M (Value For Money) の拡大を見込むことが期待できる。

2 定性的評価

(1) 効率的な事業運営の実施

本事業はP F I手法を用いることにより、設計・建設・運営・維持管理までの各業務を性能発注方式により一括して事業者任せのため、業務ごとに仕様を定め、分割発注する場合と比較して、各業務間の連携や効率性を考慮した人員配置や、単年度契約では困難であった長期的な計画に基づいた業務の最適化が図られることから、効率的な運営及び維持管理の実施が期待される。

(2) 医療の質の向上等

設計・建設から運営・維持管理まで、S P Cによる一貫したマネジメントにより、事業者の創意工夫が発揮されることによって、医療スタッフが本来業務に専念できる環境が整備され、より質の高い医療サービスを提供できることが期待される。

3 総合的評価

本事業をPFI手法により実施することにより、事業全体を通じて事業者の創意工夫及びノウハウを一括して活用することが可能となり、この結果、定量的評価におけるVFMの達成に加えて、定性的評価に提示した様々な効果が期待できる。

以上のことから、本事業をPFI手法により実施することが適切であると認められるため、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第6条に基づく特定事業として選定する。

(京都市立病院事務局管理課)